

中間検査の指定の告示

天草市告示第 54号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成24年4月16日

天草市長 安田 公 寛

- 1 中間検査を行う区域
天草市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成24年5月18日から平成29年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（その他の構造で2階の床及びはりの配筋工事があるものを含む。）の建築物
 - (2) 用途 法別表第1い欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く）
 - (3) 規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物
- 4 指定する特定工程
2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びはりの取付工事）の工程とする。
なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 5 指定する特定工程後の工程
2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものは、2階柱又は壁の取付工事）の工程とする。
- 6 適用除外
法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

【参考】法別表第一（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの